

日南市中山間地域移動スーパー導入支援事業補助金交付要綱

令和6年9月24日
告示第127号

(趣旨)

第1条 この要綱は、移動が困難な高齢者等の買い物の機会を増やす手段として、市内に移動スーパーを定期的に巡回させ、市民の生活の利便性を確保するとともに、高齢者等の見守り活動に寄与することを目的とする日南市中山間地域移動スーパー導入支援事業（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内において日南市中山間地域移動スーパー導入支援事業補助金を交付することについて、日南市補助金交付金等交付規則（平成21年日南市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移動スーパー 市民を対象に生鮮三品（鮮魚・青果及び精肉をいう。）、加工品、生活必需品等を販売する移動販売車（特定の販売品目のみの販売、車内で調理加工した食品等を販売する移動販売、特定の住宅又は施設のみ訪問して行う販売並びに商品のみを配達するものを除く。）を用いて、あらかじめ設定された販売ルート及び時間において定期的に市内を巡回し販売することをいう。
- (2) 見守り活動 移動スーパーを通じて市民への声かけを行うとともに、健康状態等の確認を行い、高齢者等で支援を必要とする人を発見した場合には、市や警察署、消防署、自治公民館長及び民生委員等の関係機関へ通報、連絡等を行うことをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号を全て満たしている者とする。

- (1) 補助金の交付の申請をする日において、市内に住所を有する個人事業主もしくは市内に店舗を有する法人又はそれらと連携して移動スーパーを行う者
- (2) 本市における市税及び介護保険料並びに宮崎県における県税の滞納がない者
- (3) 日南市税条例（平成21年日南市条例第98号）第44条の規定により市民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（日南市内に居住している者に限る。）の市民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (4) 日南市暴力団排除条例（平成23年日南市条例第29号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者ではない者

(補助の要件)

第4条 規則第5条の規定による補助の要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内の任意の地域において、移動スーパーが停留し販売できる場所(以下「停留所」という。)を適宜設けて移動スーパーを巡回させ、移動販売と併せて見守り活動を行うこと。
- (2) 主として中山間地域を移動する販売ルートを1つ以上設け、この販売ルートにおいては、1停留所あたり原則週2回以上移動販売を行うこと。
- (3) 前号に定めるルートについては、中山間地域内に5か所以上停留所を設けるとともに、全停留所数に占める中山間地域内の停留所数の割合が5割以上になるようにすること。
- (4) 補助金交付の決定を受けた日から起算して5年以上継続して移動スーパーを行う意思を有すること。
- (5) 移動スーパーに関する関係法令を遵守すること。
- (6) その他規則及び本要綱の定めに従うこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号のとおりとする。

- (1) 移動スーパーに用いる車両の新規購入及び必要な改造に係る経費(既存車両を移動販売車に改造する際に要する費用を含む。)
- (2) 移動スーパーのために必要となる冷蔵庫等の電子機器等の備品の購入に係る経費(前号に係るものを除く。既存の物品を移動販売用に修繕・改造する際の費用を含む。)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)又は150万円のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、日南市中山間地域移動スーパー導入支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 収支計画書(別記様式第3号)
- (3) 補助金対象経費が確認できる書類(見積書、仕様書及びカタログ等)
- (4) 移動販売ルート概要図(移動スーパーを巡回する予定のルート、停留所の位置及び名称を確認できるもの)
- (5) 誓約書(別記様式第4号)
- (6) 市税及び介護保険料並びに宮崎県における県税の滞納がないことの証明書(申請日から1か月以内に発行されたもの)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるものについて補助金の決定をするものとする。

2 市長は前項の規定により交付決定をしたときは日南市中山間地域移動スーパー導入支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第5号）、交付決定をしなかったときには日南市中山間地域移動スーパー導入支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により補助事業対象者に通知するものとする。

(変更承認申請書等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、日南市中山間地域移動スーパー導入支援補助金変更承認申請書（別記様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、日南市中山間地域移動スーパー導入支援事業補助金実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書（別記様式第9号）
- (2) 補助対象経費の領収書の写し
- (3) 移動販売車の車検証の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 市長は前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、日南市中山間地域移動スーパー導入支援事業補助金交付確定通知書（別記様式第10号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助金は、前条の規定により確定した補助金の額を、補助対象者が日南市中山間地域移動スーパー導入支援事業補助金交付請求書（別記様式第11号）により請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、口座振込の方法により補助金を交付するものとする。

(状況報告)

第13条 補助対象者は、補助金の交付決定のあった年度の翌年度から5年間、事業の遂行状況について、毎年4月30日までに日南市中山間地域移動スーパー導入支援事業遂行

状況報告書（別記様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者から既に交付した額の全部または一部を返還させることができる。

- （1） 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき
- （2） 交付決定の内容もしくはこれに付した条件に違反したとき
- （3） 前条に定める状況報告がなされなかったとき

2 市長は前項の規定により補助金の返還が生じたときは、日南市中山間地域移動スーパー導入支援事業補助金返還通知書（別記様式第 13 号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（関係書類の保存）

第 15 条 事業に係る関係書類は事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 24 日から施行する。